

山田町復興推進計画(商業特区)による優遇制度について

1 復興特区法とは

- 東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)とは、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として平成 23 年 12 月 26 日に施行されました。
- 東日本大震災により被害が生じた県及び市町村は、国が策定する基本方針に基づき復興推進計画を作成し、内閣総理大臣に申請し、認定を受けることができます。
- 認定を受けた基本計画に基づいて実施する復興推進事業については、税制の優遇や規制の特例など一定の措置が受けられます。



当町では、平成 28 年 6 月 2 日に認定を受けました。
《山田町復興推進計画(認定番号：岩手第 24 号)》

2 復興産業集積区域とは

- 山田町中心市街地形成エリア復興産業集積区域の早期復興と活性化を図るため、産業を集積する区域のことです。
- この区域内で新規立地・増設・設備の導入等を行う場合、税制の特例を受けることができます。

【山田町中心市街地形成エリア復興産業集積区域(対象となる区域)】

中央町・八幡町・川向町・境田町・長崎 1 丁目・長崎 2 丁目・長崎 3 丁目・長崎 4 丁目 (いずれも一部を除く)

3 集積を目指す業種(対象となる業種)

- ・商業系 卸売業、小売業など
- ・住民サービス系 医療業、銀行、保険業、洗濯・理容・美容・浴場業、教養・技能教授業、冠婚葬祭業、社会保険・社会福祉・介護事業、建物サービス業、警備業など

お問い合わせ：水産商工課商工労働係 0193-82-3111 (内線223)